

南山大学研修センター使用規程

(目的)

第1条 南山大学施設管理規程に基づき、この規程を制定する。研修センターの使用に関する事項はこの規程による。

(使用目的)

第2条 研修センターは本学の教育理念の具体化をはかる正課および課外活動関係の集会および宿泊の用に供することを目的とする。

(使用区分)

第3条 研修センターは次の目的に使用する。

- 1 正課授業
- 2 クラス、ゼミ等の集会および合宿
- 3 クラブ、サークル等の集会および合宿
- 4 その他研修センター管理運営委員会が適当と認めたもの。

研修センター使用の優先順位は、原則として前項各号の順とする。ただし、休日および休暇期間中における使用については、この順位に拘束されないことがある。

第4条 研修センターの使用希望者は所定の手続きを取らなければならない。その手続きについては、研修センター使用細則に定める。

(管理運営)

第5条 研修センターを適正に管理運営するため、研修センター管理運営委員会(以下運営委員会という)を設ける。

第6条 運営委員会は次のものをもって組織する。

- 1 学生部長および学生部次長
- 2 学務部長、学生課長、施設課長

その他必要のある場合は、臨時委員を委嘱することができる。

第7条 運営委員会の委員長は、学生部長とする。

運営委員会の事務は学生課が取扱う。

第8条 運営委員会は次の事項について協議する。

- 1 施設・備品の運営管理維持に関する事項
- 2 その他必要と認められる事項

第9条 施設の運営、管理は次の各課が分担する。

- 1 運営の事務 学務部学生課
- 2 管理、維持の業務 総務部施設課

第6部 研修センター使用規程

第10条 研修センターに管理人をおく。

管理人の職務は、別に定める。

(使用料)

第11条 使用料は別に定める。

(その他)

第12条 大学において緊急の必要が生じた場合は、運営委員会の協議に基づき使用条件の変更または使用許可の取消しを行なうことがある。

使用者が使用細則に違反したときは、使用の許可を取消すことがある。そのために使用者がつける損害に対しては、大学はその責を負わない。

附 則

この規程は、昭和50年1月22日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。